



2018・12・21

第 326 号

101-0065 東京都千代田区
西神田 2-5-7 神田中央ビル 303

TEL 03-3221-5075

FAX 03-3221-5076

防衛計画大綱の改訂で自衛隊は外征軍になる

2018 年における野党と市民の運動によって、国会の憲法審査会における改憲論議を許さないまま、一年を終えようとしています。しかし、戦争法としての安保法制を実質化する方向で防衛計画大綱が改訂されました。

安倍首相は戦争法の具体化によってアメリカと共に日本が「戦争をする国」となることをめざし、憲法 9 条改憲と平行して、質量ともに自衛隊の行動がそれを実行するものとするため防衛計画大綱を改定し既成事実づくりをすすめています。

「防衛計画の大綱」改定とは、どういう現実でしょうか。戦争法成立以後、米国とともに戦う態勢を整えてきた自衛隊は、これで専守防衛の立前とは真逆の外征軍に変身します。

こうした安倍首相のねらいを、草の根からの運動で押し返すうえで、2019 年は九条の会にとって正念場となります。安倍首相が憲法で認知させようとしている自衛隊がどのようなものか、そしてそのねらいを多くの人たちに正確に伝え改憲を阻止するためにどのような運動が必要なのか、事務局

新防衛計画大綱と憲法第 9 条

◇日時 2019 年 1 月 17 日(木)18 時 30 分

◇会場 文京区民センター 2-A 会議室

◇内容

* 「防衛計画の大綱」改定の現実とは

講師 大内要三さん (90 分)

(日本ジャーナリスト会議会員)

* 「安倍改憲との闘い」 (30 分)

高田 健 (九条の会事務局)

* 参加費 資料代 1000 円/学生 300 円

として学習会を準備しました。じっくりと学習する場として企画しましたので、ふるってご参加ください。

<みやざき九条の会> ‘

宮崎県のみやざき九条の会は 11 月 24 日宮崎市で定期講演会を開きました。九条の会事務局の高田健氏が「9 条改憲を阻止するために」と題し講演しました。

瀬口黎生代表世話人は「野党共闘と市民

運動で安倍改憲を阻止するのが大きな課題。高田さんの話を聞いてどうやって市民の運動を広げていくか考えたい」と述べました。

高田氏は衆参両院で自民党と改憲賛成派が3分の2を確保した危機的状況ではあるが国会内外の野党と市民のたたかいが憲法審査会での改憲論議を止めている。改憲スケジュールは遅れているとし「危機的状況だが、私たちのたたかいによって安倍改憲を阻止することができる」と述べました。国会内外の連携したたたかいで改憲発議ができない状況に追い込み、参院選で野党が共闘すれば、安倍を退陣に追い込むことができる」と話しました。

参加した去川笙子さん（78）は「参院選で安倍政権を倒すことが、本当なんだと思いました」と語りました。

<くまもと九条の会>

「くまもと九条の会 14周年記念講演会」が1日、熊本市で開かれました。200人が参加しました。

鶴飼隆明代表が、きょうの日を「憲法を守る運動の勝利のための出発点となることに期待したい」とあいさつ。「明日の自由を守る若手弁護士の会（あすわか）」の太田啓子弁護士は講演で、憲法カフェの取り組みを紹介し、「護憲」や「改憲」の議論の前提には、憲法をよく知る「知憲」が重要だと指摘し、改憲発議を押しとどめるための、「何をできるか、すべきか」などをテーマに話しました。

弁護士九条の会のあべ広美弁護士は「連帯して安倍改憲ノーの声をあげよう」と訴えました。

同日、九条の会は、熊本市の熊本駅前

「安倍9条改憲NO!」の3000万人署名行動にも取り組みました。

あべ氏らがマイクを握り、改憲阻止の憲法を示して平和を守る輪に加わってほしいと訴えました。参加した女性（60）は「9条や25条の改憲、主権を国民から奪うことを意図した改憲（の策動）をやめさせるために声をあげたい」と話しました。

<青森県九条の会>

青森県九条の会は28日、安倍政権の改憲発議阻止の声を広げようと、安倍9条改憲反対3000万人署名を青森市の新町商店街で訴えました。11人が参加しました。

街頭に「あなたは戦争に行きますか？子や孫を戦場に送りますか？」の横断幕を掲げ、「憲法守らない首相に憲法語る資格なし」のビラや9条ポケットティッシュを歩行者に配りました。

ポケットに手を入れて、肩をすぼめて視線を下にして歩く歩行者が多いなか、参加者は「憲法9条を子どもたちへ手渡そう」「改憲を止めよう」「憲法を生かす政治にしましょう」などと元気に声をあげ、署名を呼びかけました。受け取ったビラを広げ読み終えてから「署名します」とペンを握った女性や「後で署名します」と応えた夫婦が買い物袋を手にとって、「約束通り、署名します」とそろってペンを取りました。

<9条の会・今治>

愛媛県今治市の「9条の会・今治」は2日、第53回例会を開きました。愛媛大学法文学部の井口秀作教授が「改憲情勢の現在と国民投票」と題して講演しました。

井口氏は、運動によって来年7月の参院

選と改憲のための国民投票の同時実施を阻止し、参院選勝利で安倍政権を退陣に追い込むたたかいが求められていると述べました。

例会の後、第14回総会が開かれました。大沢守事務局長が「4月の統一地方選挙と7月の参院選挙で『安倍9条改憲NO』など私たちの声を代表する議員を増やすため努力しよう」と呼びかけ、3000万人署名や毎月19日の街頭宣伝に継続して取り組むなどの活動計画案を提起し、採択されました。

<あいち女性九条の会>

「子どもたちに伝えたい け・ん・ぽ・う」。
あいち女性九条の会が11月23日、「わたしたちが語る憲法」第2弾名古屋市東区で開きました。若者、子育て世代から戦争体験者まで約40人が参加。初めて憲法に触れた日のことや、次世代に手渡したい憲法への思いを語りあいました。

今回は若者や子育て世代がパネリストとして発言しました。

子育て中の田巻紘子さん(40)は、弁護士として自衛隊のイラク派兵差し止め訴訟や女性の性被害、過労死などの事件に関わるなかで、「憲法は私たちの身近にあり、暮らしに根づいている」と実感したと言います。憲法カフェの経験を紹介し、「日本国憲法ってどこをとってもすてきって毎回思います。憲法という仕組みは、個性の違う一人ひとりを大切に、個人の尊厳を守るためにある。憲法を子どもたちに伝えていきたいし、手渡したい」と語りました。

3児の母で造形作家の八木翔子さん(36)は、知人のアメリカ人青年がイラクに派兵され亡くなった経験を語りました。「日本で

同じことが起きてこなかったのは9条があったから。憲法を骨抜きにするような安倍さんの話しを聞くにつけ、息子たちと彼がダブってみえる。周りの人や自分を大事にすることが憲法につながるし、そこから出発した社会を自分たち主権者がつくっていくんだと子どもたちに伝えたい」と話しました。

愛知県平和委員会青年・学生部の池田幹人さん(29)は、看護師として「戦場の血で白衣をけがさない」と平和運動に取り組む思いを語りました。毎年行っている若者憲法アンケートで9条改憲は反対が多数だと報告。90%の人が平和のために何かやりたいと回答していると紹介し、「この人たちに、生活にひきつけて分かりやすく憲法について語り、働きかけていきたい」と述べました。

会場からは、戦争を体験した世代から、憲法への思いが次つぎ出されました。戦争が終わり、男女平等や平和をうたった憲法を女学校で学び、「生徒が主人公」と30年以上教師をつとめてきた自身の戦後史を語る女性。機銃掃射や疎開の体験を語り、「憲法9条を無傷のままで次の世代に手渡さなきゃいけない」と、安倍9条改憲に反対する3000万人署名に取り組む女性も発言。

参加者からは、「若い世代の考えから、高齢の方の経験まで話しが聞けてよかった。憲法を若い世代に引き継いでいけるようがんばりたい」と声があがりました。

<かがや9条の会だより>

2018年「九条の会」講演会&活動交流会は10月20日、前橋市総合福祉会館多目的ホールで開催されました。全県から100名をこ

える会員らが参加され、かがや9条の会は5名が参加し、恒例の「栗」事業活動に尽力されました。当日参加されたA・S会員から「報告」が寄せられましたので、ご紹介します。

第1部 活動交流会 メインレポートとして安中、南橘、藤岡各九条の会が活動報告をした。「安中」は最も新しくできた会だが、非戦論の安中教会柏木義円牧師の在住地である関係からキリスト者も会員になっている。「南橘」は3000万署名の報告者として全群退教の後藤稔さんが報告した。毎週月曜日に民医連と合同で全戸訪問署名活動をしている。世論づくりのため、訪問時の対話を重視している。「藤岡」は毎月2回学習会を行い(すでに35回)、9の日にはスタンディングをやっている(5年間で103回)。また個人で5,430筆を集めた岡本さんも報告してくれた。去年亡くなった夫が、「九条を守ってネ」、「原発をなくしてネ」と言い残したので、自分を限界まで追い込んで頑張ったとのこと。行事があり、人が集まりそうな所へ一人で出掛け、大量署名を取った。5月1日メーデーの明治神宮、5月3日の憲法記念日、3月10日両国、バラ園など。そして署名してくれた人とは握手をする、憲法の条文を渡すことを必ずしているという。このような血のにじむ努力なしに大量署名はなかったのだと感動を覚え、じかに話を聞いた事を嬉しく思った。

《No.138 2018.11》

＜あつぎ九条の会だより＞

一入管法改正案と人権

日本語教師として思うー

11月27日夜、入管法改正案が、わずか17

時間の審議で衆院本会議で強行採決されました。私は日本語教師として「特定技能1号」が、いかに人権を軽視した資格であるかを現場の教師の観点から述べたいと思います。ご存知のように、この「1号」の対象となる職種は明確になっていません。ただ、介護の分野に多くの外国人材を投入するのではないかということは、容易に推察されます。この「特定技能1号」になるためには、「一定程度の専門技術」と「日常会話程度の日本語力」が必要ということ、法務大臣は答弁されたと記憶しています。後者に関しては、「日本語なんて、その程度でいい」とお思いになる方も多いと思いますが、とんでもないことと、30年近く日本語教育に携わってきた私は思います。

例えば皆さんは「この薬を飲ませる」という日本語は日常会話程度だとお思いでしょうが、外国人にとっては、初級も最後に出てくる使役形という動詞変化を覚えて使えなければなりません。{例：五段活用→「飲みます」の「み」を「あ」段にもって行って、「せる」をつけると教えます}これ一つとっても、介護者にとっては必須の知識です。何を飲ませるか分からない？何を飲ませられるか分からない？それでもいいと政府が思っていたら、「介護者の責任はあまり問わない」「介護される者は老人だから、適当でいい」という人権意識のかけらもない判断が根底にあるといえます。以上、日本語という観点からのみですが、拙速な強行採決に対しては、背後にある経済界の圧力と、政府に従えという安倍政権の驕りをまざまざと見た思いがしました。(増倉洋子)

《No.146 18.12》